第明三治十種二五郵年便三物月認三可十一日

⑭　申請書等に対する留意事項　競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

⑮　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

⑯　技術提案に基づく技術提案書の採否　技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

⑰　詳細は、入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成25年５月24日から平成25年８月２日まで

②　図面、仕様書等の交付期間　平成25年５月24日から平成25年８月２日まで（土曜日、日曜日及び祝日(以下､｢休日｣という。)を除く。）

③　申請書等の受付期間　平成25年５月25日から平成25年６月28日までの休日を除く毎日、10時から16時まで

④　入札の受付期間　平成25年８月１日10時00分から平成25年８月２日12時00分まで（休日を除く。）

⑤　開札日時　平成25年８月６日15時30分

⑥　入札保証金の納付等の受付期間　平成25年７月19日から平成25年８月２日までの休日を除く毎日、10時から16時まで〔利付国債の提供の場合は平成25年７月23日まで〕

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : kazushige Umeyama Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the ShinYahagigawa Bridge, Route 23 High-way

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 June 2013

(5)　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 1 August 2013 to 12 : 00 (noon) 2 August 2013 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 1 August 2013 to 12 : 00 (noon) 2 August 2013 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 1 August 2013 to 12 : 00 (noon) 2 August 2013)

(6)　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General　Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年５月 24 日

国立大学法人九州大学総長　有川　節夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第３号

１　工事概要等

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　九州大学（伊都）国際村新営機械設備その他工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　福岡県福岡市西区大字元岡744番地　九州大学構内

(4)　工事概要　伊都キャンパスにおける留学生と日本人学生の生活拠点として整備する混住型寄宿舎の新営機械設備工事（ＲＣ造地上９階延床面積14,521㎡）

なお、本工事に関連する建築工事、電気設備工事は別途発注される予定である。

(5)　工期　平成26年３月31日（月）まで。

(6)　使用する主な資機材　ルームエアコン552台、３台マルチルームエアコン30台、電気ヒートポンプ式空調屋外機29台、電気ヒートポンプ式空調屋内機42台、全熱交換型換気扇一式、換気設備一式、自動制御設備一式、受水槽（上水）１基、給水ポンプユニット（上水）１台、屋内消火栓設備一式、給排水設備一式、衛生器具設備一式

(7)　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

(8)　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(9)　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp/）の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、総長に対し紙入札参加希望書を持参又は郵送により提出しなければならない。

２　競争参加資格

(1)　国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

(3)　文部科学省における管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、｢一般競争参加者の資格｣(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点以上であること。

(4)　平成５年度以降（過去20年）に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で５階建以上、かつ延べ床面積7,000㎡以上の共同住宅、宿舎、研修施設(国際交流会館等）の新営又は改修機械設備工事

(5)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成５年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２(4)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(6)　文部科学省又は総長から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。)を受けている期間中でないこと。

(7)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

(8)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9)　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩　平成23年度以降に完成・引渡しを行った工事で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例を有する者でないこと。

３　総合評価に関する事項

(1)　落札者の決定方法

①　入札参加者は､｢価格｣及び｢技術提案書｣をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記３(2)④によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３(1)①において評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。